

# 建設リサイクル法に係る事務

## 1. 対象工事の確認

実施予定の建設工事等が「(1)工事の規模」以上であり、かつ「(2)対象建設資材の廃棄物が発生する」又は「(2)対象建設資材を使用する」場合は対象建設工事となります。

### (1) 工事の規模（施行令第2条）

工 事 の 種 類		規模の基準	
建築物	建築物の解体	床面積の合計	80 m <sup>2</sup>
	建築物の新築・増築	床面積の合計	500 m <sup>2</sup>
	建築物の修繕・模様替え（リフォーム）	請負代金の額	1 億円
建築物以外	建築物以外のものの解体・新築等（土木工事等）	請負代金の額	500 万円

\* 対象工事の範囲は...請負契約により行われる工事は、契約ごととなります。

...自主施工により行われる工事は、工事の規模によるもののほか、この工事を請負者に施工させた場合の請負代金相当額となります。

例1) 一つの契約で、「建築物の解体(90 m<sup>2</sup>)」「建築物の新築(130 m<sup>2</sup>)」を行う場合  
「建築物の解体(90 m<sup>2</sup>)」に係る工事内容が、対象建設工事となります。

例2) 一つの建設工事で、「建築物の新築工事(600 m<sup>2</sup>)」「外構(建築附帯以外)工事(600万円)」の二つの請負契約がある場合  
「建築物の新築工事(600 m<sup>2</sup>)」に係る工事内容が、対象建設工事となります。  
「外構(建築附帯以外)工事(600万円)」に係る工事内容も、対象建設工事となります。

### (2) 対象建設資材（施行令第1条）

次の建設資材（特定建設資材）が用いられている建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する建築物等の新築工事等（修繕工事など含む）であること。

特定建設資材とは            コンクリート  
(H14.5.30 時点)            コンクリート及び鉄から成る建設資材  
   木材  
   アスファルト・コンクリート

\* 上記資材の使用料・発生量の多少は関係がありません。（少量でも対象となります）

\* 対象となる「特定建設資材の種類」は、施行令第1条で定められています。

特定建設資材の例（主な建設資材）

特定建設資材の名称	主な建設資材の名称
コンクリート	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 対象となるもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無筋コンクリート、鉄筋コンクリート</li> <li>・ コンクリート平板、U字溝等二次製品</li> <li>・ コンクリートブロック(JIS A 5406)</li> <li>・ コンクリート製インターロッキングブロック</li> <li>・ 間知ブロック</li> <li>・ テラゾブロック(JIS A 5411)</li> <li>・ 軽量コンクリート</li> </ul> </li> <li>* 対象とならないもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ セメント瓦(JIS A 5411)</li> <li>・ モルタル</li> <li>・ ALC 版(JIS A 5416)</li> <li>・ 窯業系サイディング（押し出し形成版）(JIS A 5422)</li> <li>・ 普通れんが(JIS R 1250)</li> <li>・ 繊維強化セメント板（スレート）(JIS A 5430)</li> <li>・ 粘土瓦(JIS A 5208)</li> <li>・ タイル</li> <li>・ 再生砕石（RC-40、RM-40 など）</li> </ul> </li> </ul>
コンクリート及び鉄から成る建設資材	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 対象となるもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P C 版(JIS A 5372)</li> <li>・ コンクリート平板、U字溝等二次製品</li> </ul> </li> </ul>
木材	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 対象となるもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木材</li> <li>・ 合板(JAS)</li> <li>・ パーティクルボード(JIS A 5908)</li> <li>・ 集成材（構造用集成材）(JAS)</li> <li>・ 繊維板（インシュレーションボード、MDF、ハードボード）(JIS A 5905)</li> </ul> </li> <li>* 対象とならないもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 竹</li> <li>・ 樹脂混入木質材（ハウスメーカー製品）</li> <li>・ 木質系セメント板（木毛、木片）(JIS A 5404)</li> </ul> </li> </ul>
コンクリート・アスファルト	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 対象となるもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改良アスファルト舗装</li> </ul> </li> <li>* 対象とならないもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アスファルト・ルーフィング</li> </ul> </li> </ul>

工事請負者の資格

建設リサイクル法の対象工事を行う請負者は、「解体業の許可」が必要です。

## 2. 発注者への説明

対象となる建設工事等の請負者等（直接当該工事を請け負う建設業者等）は、発注者に対して対象建設工事の概要や工事計画などについて、書面で説明する必要があります。（法第12条第1項）

\* 建設工事の請負者の方は、発注者が本法詳細を承知していないことがありますので、契約前に対象建設工事の確認を必ず行い、対象建設工事となる場合は、発注者への説明及び必要な手続きを行うようにしてください。

### (1) 書面で説明する内容（法第10条第1項第1～5号に係る事項）

（解体工事の場合）解体する建築物等の構造

（新築工事等の場合）使用する特定建設資材の種類

工事着手の時期及び工程の概要

分別解体等の計画

（解体工事の場合）解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

また、対象建設工事の一部（又は全部）を他の建設業者等に請け負わせる場合、請負者等は他の請負業者等に「4. 届出書」の内容を告げる必要があります。（口頭可）（法第12条第2項）

## 3. 書面の交付

対象となる建設工事等の請負契約において、発注者と請負業者は、「分別解体の方法・費用」などを書面に記載し、署名（記名）・押印して相互に交付する必要があります。

\* 下請契約においても、「元請者」「下請者」で同様の手続きが必要です。（法第13条）

### (1) 書面で交付する内容（省令第4条）

分別解体等の方法

解体工事に要する費用

再資源化等をするための施設の名称及び所在地

再資源化に要する費用

## 4. 届出の提出

対象となる建設工事等の発注者（自主施工者を含む）は、工事の着工の7日前までに建設地の市町村を経由して、北海道知事等に届け出なければなりません。（法第10条）

届出提出から7日間は、工事着手できません。なお、委任状を添付し、代理人又は代行者が提出することもできます。

7日前の考え方

10/1	<b>10/2</b>	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8	10/9
8日前	<b>7日前</b>	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	当日

提出期限

(1)届出書類

工 事 の 種 類		必 要 書 類 等
建築物	建築物の解体	届出書(様式第1号) + 別表1 設計図 又は 現状の分かる写真 工程表
	建築物の新築・増築	届出書(様式第1号) + 別表2 設計図 又は 現状の分かる写真(新築除く) 工程表
	建築物の修繕・模様替え(リフォーム)	届出書(様式第1号) + 別表2 設計図 又は 現状の分かる写真 工程表
建築物以外	建築物以外のものの 解体・新築工事等(土木工事等)	届出書(様式第1号) + 別表3 設計図 又は 現状の分かる写真(新築除く) 工程表

なお、届出書の内容は請負契約単位ごととなりますので、一つの契約で複数の工事を行う場合、届出書(様式第一号)は共通で1枚のみ作成し、各別表以下の書類を工事の種類ごとに作成・添付してください。

自主施工により行われる場合は、対象建設工事ごとに判断します。  
工事場所等が確認出来ない場合、付近見取り図などを追加で依頼する場合があります。

例1) 一つの契約で、「建築物の解体」「建築物の新築」の対象建設工事がある場合

届出書(様式第一号) + 別表1 + 設計図書 又は 写真 + 工程表  
別表2 + 設計図書 + 工程表

例2) 一つの建設工事で、「建築物の新築工事(600㎡)」「外構(建築附帯以外)工事(600㎡)」の二つの請負契約がある場合

届出書(様式第一号) + 別表2 + 設計図書 + 工程表  
届出書(様式第一号) + 別表3 + 設計図書 + 工程表

(2)提出先

提出先は、工事場所のある各市町村の建設リサイクル法担当部局になります。

- \* 窓口に提出する日が、工事着手の7日前までとなるよう注意してください。
- \* 工事場所(区域)が複数の市町村にまたがる場合は、それぞれの市町村に届出(内容は同じ)を提出してください。  
なお、「届出書の宛名」は下表のとおりとなりますが、不明な場合等は市町村窓口で確認願います。

工事場所	工事規模	届出書の宛名
特定行政庁内	全ての対象工事	特定行政庁の長 例) 市長
対象市町村名 札幌市、函館市、旭川市、小樽市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、苫小牧市、江別市		
限定特定行政庁内	建築基準法第6条1項第4号*に 該当する建築物の解体・新築等	限定特定行政庁の長 例) 市長、 町長
	上記 以外の建築物の解体・新築等 建築物以外の解体・新築等 (土木工事等)	北海道知事
対象市町村名 石狩管内(千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町) 渡島管内(上磯町) 後志管内(余市町) 空知管内(夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、深川市、長沼町) 上川管内(士別市、名寄市、富良野市、上富良野町) 留萌管内(留萌市) 宗谷管内(稚内市) 網走管内(網走市、紋別市、美幌町、遠軽町) 胆振管内(登別市、伊達市、白老町) 十勝管内(音更町、芽室町、幕別町) 釧路管内(釧路町、厚岸町、標茶町) 根室管内(根室市、中標津町)		
その他市町村内	全ての対象工事	北海道知事
対象市町村名 上記「特定行政庁」「限定特定行政庁」以外の道内市町村		

【参考】

建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物とは

第6条第1項の 区分	建築物の種別	工事種別	その他関係区域
1号	特殊建築物で床面積の合計が200㎡を越えるもの 特殊建築物は、建築基準法別表第1(イ)による 専用住宅は、特殊建築物に該当しない	建築 大規模修繕 大規模模様替	全区域
2号	木造建築物で ~ のいずれかに該当するもの 階数が3以上のもの 延べ面積が500㎡を越えるもの 高さが13m、軒の高さが9mを越えるもの	同上	
3号	木造建築物以外で ~ のいずれかに該当するもの 階数が2以上のもの 延べ面積が200㎡を越えるもの	同上	
4号	上記1号～3号以外のもの	建築	都市計画区域内 要建築確認区域内

5. 分別解体等の実施

(1) 対象工事の請負者(自主施工者を含む)は、現地において「建設資材ごとに分別解体等」を行わなくてはなりません。(法第9条)

(2) 「建築物」の解体工事は、次の手順で分別解体を行います。(施行規制第2条第3項)  
また、分別解体の方法は「手作業」・「手作業及び機械作業併用」によるものとする。

- 手順1 建築設備、内装材その他の建築物の部分の取り外し
- 手順2 屋根ふき材の取り外し
- 手順3 外装材並びに構造耐力上主要な部分（基礎及び基礎杭を除く）の取り壊し
- 手順4 基礎及び基礎杭の取り壊し

上記「手順1・2」は、原則「手作業によるもの」とする。

しかし、「安全上」「施行の技術上」これにより難しい場合は、手作業・機械作業併用でも構わない。

(3) 「建築物以外」の解体工事は、次の手順で分別解体を行います。（施行規則第2条第4）

- 手順1 さく、照明設備、標識その他の工作物に付属するものの取り外し
- 手順2 工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し
- 手順3 基礎及び基礎杭の取り壊し

## 6. 再資源化等の実施

対象建設工事の請負者は、廃棄物となる特定建設資材の「再資源化等」を行わなくてはなりません。  
（法第16条）

なお、建設リサイクル法対象建設工事を請負工事によらず自主施工で実施する場合、排出される廃棄物が一般廃棄物となるため特定建設資材の「再資源化等」の義務は発生しません。

再資源化等とは、次のいずれかによる行為です。

再資源化	分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む）に該当するもの。 資材又は原材料として利用すること（建設資材廃棄物をそのまま用いるものを除く）ができる状態にすること。 燃料の用に供することができるもの又は可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にすること。
縮減 * （木材のみ対象）	焼却・脱水・圧縮その他の方法により、体積を小さくすること。

\* 建設リサイクル法では、特定建設資材廃棄物は「再資源化」をしなければなりません。

しかし、木材のみは、次のような状況において「再資源化」に代わり「縮減」をします。

- ・再資源化施設が、工事場所から50km（直線距離）以内に無い場合
- ・再資源化施設の稼働状況等により、受け入れが出来ない場合

## 7. 書面による報告

対象建設工事の請負者は、「再資源化等」が完了したときは、発注者に対し、書面で報告しなくてはなりません。

また、請負者は「再資源化等の実施状況」を記録し、保管しなくてはなりません。  
（法第18条第1項）